

あなたのその言動・行動 カスタマーハラスメント行為にあたりませんか？

カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメントとは、従業員がお客様から受ける暴力や暴言、理不尽なクレームや常識を越えた要求などのゴルフ場の環境を害する迷惑行為のことを言います。正当な「クレーム」や「ご意見」と判断が難しいこともございますが、2020年6月1日に施行（中小企業は2022年4月）となった改正労働施策総合推進法（通称：ハラスメント規制法）が定義するハラスメントに則り、次のような行為を想定しています。尚、以下の掲載は例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

CASE 1 予約電話口での無理な要求



CASE 2 レストランでの理不尽な強要



CASE 3 過剰または不合理な要求



CASE 4 スタッフへの執拗な強要・誘い



暴力・暴言

※ゴルフ場ではいかなる場合も威圧的な態度・暴言・怒鳴などの行為はお控えください。

- ▶ サービスとして提供していない内容の提供を強いる
- ▶ 身体への抱きつき、タッチ・身体的特徴の揶揄
- ▶ 個人が望まない私的な食事の誘い、電話番号の聞き出し

万が一、上記のような行為が発覚した場合、即退場頂くこともありますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。



九州ゴルフ連盟 ゴルフ活性化委員会